



# 建設教育訓練助成金制度について



## ●建設教育訓練助成金制度とは？

この制度は、中小建設事業主等が雇用する建設労働者に、技能講習等を有給で受講させた場合に、その受講料の一部と賃金の一部を事業主等に、各都道府県労働局（以下「労働局」という）から助成されるという建設業にのみ適用される制度です。

## ●助成金を受けることができる中小建設業とは？

以下の条件すべてを満足する事業主が対象です。（詳しくは、「労働局」にお問い合わせください。）

- ①資本金が3億円以下又は従業員が300人以下の建設業
- ②雇用保険の保険料率が16.5/1000（平成24年度）であること
- ③受講者が雇用保険の被保険者であること
- ④受講料は事業主が負担していること



## ●建設業とは？（許可業種の区分 建設業法別表第一）

- ◇土木工事業 ◇建築工事業 ◇大工工事業 ◇左官工事業 ◇とび・土工工事業
- ◇石工事業 ◇屋根工事業 ◇電気工事業 ◇管工事業 ◇タイル・れんが・ブロック工事業
- ◇鋼構造物工事業 ◇鉄筋工事業 ◇ほ装工事業 ◇しゅんせつ工事業 ◇板金工事業
- ◇ガラス工事業 ◇塗装工事業 ◇防水工事業 ◇内装仕上げ工事業 ◇機械器具設置工事業
- ◇熱絶縁工事業 ◇電気通信工事業 ◇造園工事業 ◇さく井工事業 ◇建具工事業
- ◇水道施設工事業 ◇消防施設工事業 ◇清掃施設工事業

※助成金は、コマツ教習所(株)が支給するわけではなく、すべて「労働局」が審査・支給決定等を行うものです。コマツ教習所(株)は、講習を実施し、講習を受講したことを証明するだけですので、「労働局」への手続き等はお客様の責任で実施するようお願いいたします。

手続きの申請先は、各都道府県労働局となります。

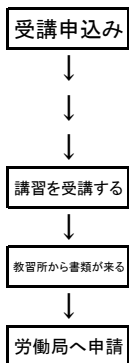
## ●助成金の金額等は？

- ①経費助成：受講料（消費税抜き）の70%
- ②賃金助成：賃金の一部として1人1日当たり最高7,000円  
（賃金助成は、受講した日が勤務扱いであることが条件です。休日に受講した場合は、所定の賃金（割増賃金）を支払っていること。尚、助成額は、支払っている賃金の額によっては、7,000円に満たない場合があります。）

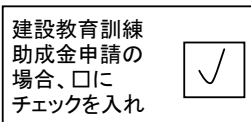
※助成金が適用される対象講習は、講習案内をご覧ください。

## 【コマツ教習所への受講申し込み方法と「労働局」への申請方法等】

### ※支給請求の申請手続きは、全て、講習受講後です。



・受講申込書の所定の欄の□にレ点チェックを入れて、受講申込みしてください。



・受講後に、助成金支給請求書・内訳書等をお渡しますので、必要事項を記入いただき、他に事業主様自身で必要な書類を取り揃えて、必ず受講後2ヶ月以内に「労働局」へ支給申請してください。